

一般社団法人 千葉県理学療法士会 ブロック運営規定

1. 目的及び事業

ブロック活動は定款第 3 条の目的に沿い、以下の指針に沿って、一般社団法人千葉県理学療法士会（以下県士会）と連携し地域特性を生かした活動を行う。

- 1) 地域特性に合わせたネットワークづくりを行うこと
- 2) ブロック内の県士会員と連携した活動を行うこと
- 3) ブロック内の自治体および職能団体からの問い合わせに対し、県士会の該当局に相談し、連携して活動を行うこと
- 4) 県士会からの依頼事業を行うこと
- 5) 県士会の各局・部と連携を取りつつ勉強会などの独自事業を行うこと
- 6) 県士会のブロック担当理事と連携をとること
- 7) ブロック内の災害時に対する危機管理体制および支援体制を整えること

2. ブロック構成

ブロックは千葉県二次保健医療圏を基本とし、必要に応じて理事会で定める。

3. ブロック会員

ブロック会員は、各ブロックに所在する施設に勤務する県士会会員および当該ブロックの自宅会員とする。

4. ブロック長

(選任)

ブロック長は、各ブロック役員のおすすめを受け、理事会の承認を得て会長が任命する。但し、ブロック長は原則として当会代議員から選出されなければならない。

(職務)

- 1) ブロック長は、ブロックを代表しブロック活動運営を統括する。
- 2) ブロック長は、自己の職務執行状況を4半期ごとに担当理事を通し理事会に報告しなければならない。

(任期)

- 1) ブロック長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5. ブロック役員

(選任)

ブロックには千葉県理学療法士会各局に付随するブロック役員を置き、活動することができる。ブロック役員は勤務地がブロック内にある会員とする。但し、理事会承認を受けた場合は、勤務地がブロック内にはない会員がブロック役員となることもできる。理事会承認を受けるためには、以下の2点を全て満たすものとする。また、理事会承認にてブロック役員となったものが再任する場合はあらためて理事会の承認を受けることとする。

- (1) 自宅住所が当該ブロック内にあるもの
- (2) 当該ブロックにてブロック役員を実働2年以上経験のあるもの

(職務)

役員は1名以上置くことができる。なお、各ブロック役員は同一ブロック内の役員や、県士会役員を兼任しないことが望ましい。

- 1) 副ブロック長
- 2) ブロック事務部
- 3) ブロック学術部
- 4) ブロック公益事業部
- 5) ブロック職能部
- 6) その他、各ブロックで必要と認められた役員

2 前項に定める役員の選出は各ブロックの代議員より選出されることが望ましい。

(任期)

任期は2年以内とし、再任は妨げない。

6. 予算について

年度末に次年度のブロック活動に必要な事業計画案を立て、必要な消耗品費、通信費、印刷製本費、備品購入費、報償費は予めブロック担当理事と相談し、予算案に計上し理事会で審議した上で決定する。但し、予定になかった経費が発生することが予想される場合は、理事会に諮り了承を得なければならない。

7. 運営

- 1) 目的・事業に沿って運営を行う。
- 2) 各ブロックは年度末の指定する日までに当該年度事業報告、収支決算報告、次年度事業計画案および予算案を作成し、ブロック担当理事を經由して理事会へ報告する。

8. 本規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

本規程は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 6 月 25 日より改訂する。